2025年2月1日

# 【2025年2月－3月発券分　燃油サーチャージ適用のお知らせ】

ベトナム航空は2025年2月－3月発券に適用する燃油サーチャージに関して、弊社減額基準（次頁の表参照）に基づき、以下の金額を適用いたします。

1. 対象航空券:　弊社が適用する全クラス、全運賃種別に対して (IT 券を含む)

2. 実 施 日 :　2025年2月1日 - 2025年3月31日の発券分まで
▶シンガポールケロシン平均価格と為替より算出した価格により、水準を変更します。
半期内で2か月毎に見直しを行い、変更に対する認可を取得します。
また、弊社内で基準の見直しの際は、皆様にお知らせいたします。

3. 徴収方法 :　航空券発券時、TAX 欄に YQ と表示 (弊社利用客1名につき1利用区間毎)

4. 対象旅客:　弊社利用旅客 (但し、座席を使用しない幼児は適用外)

5. 対象路線:　日本－ベトナム間発着路線（ベトナム以遠は予約システムの数字を参照）

6. 徴収金額 :　日本発 **片道 YQ 合計** **JPY 9,970**

| **旅行開始国** | | 2025年2月3日まで | 2025年2月4日より | |
|---|---|---|---|---|
| | | （発券日ベース） | | 合計 YQ |
| **日本** | 燃油サーチャージ | 8,500JPY | 9,500 JPY | **9,970 JPY** |
| | 航空保険料 | 470 JPY | 470 JPY | |
| **日本以外※** | 燃油サーチャージ | 37 USD | 37 USD | **41 USD** |
| | 航空保険料 | 4 USD | 4 USD | |

航空保険料（日本路線 470JPY、その他区間 4USD）は全旅客(幼児含む)徴収要

※例：ベトナム発日本行き旅程を（SGN-NRT 等）日本で発券する場合は、適用額 37USD+4USD を BSR にて日本円に換算して徴収。

＊未使用航 空券払戻し時の対応について
未使用航空券のＹＱ払戻し規定は航空券の運賃規則に準じます。
燃油サー チャージおよび航空保険料には、原則取消し・払戻し手数料はかかりませんが、航空券の往路または復路、あるいは両方に払戻不可の条件が含まれている場合、航空券全体に払戻不可の条件が適用されるため、運賃と連動してＹＱの払戻しもできませんのでご注意ください。

燃油サー チャージの撤廃条件：

４月、６月、８月、10月、12月、２月【表１】に航空燃油（シンガポールケロシン）価格を確認し、直前の２か月平均航空燃油（シンガポールケロシン）価格が下表【表２】の条件額を下回った場合、額の改定【表１】の実施時期からの変更を関係国政府に認可申請いたします。なお、平均燃油価格が１バレル当 たり6,000円を下回った場合は【表１】の通り翌々月の１日発券分から「燃油特別付加運賃」を廃止する申請をいたします。

【表１】

| 実施時期（発券日ベース） | 燃油価格動向の確認時期 | 燃油価格動向の把握 |
|---|---|---|
| ４月１日 | ２月に確認 | 12月から１月までの２ヶ月平均価格 |
| ６月１日 | ４月に確認 | ２月から３月までの２ヶ月平均価格 |
| ８月１日 | ６月に確認 | ４月から５月までの２ヶ月平均価格 |
| 10月１日 | ８月に確認 | ６月から７月までの２ヶ月平均価格 |
| 12月１日 | 10月に確認 | ８月から９月までの２ヶ月平均価格 |
| ２月１日 | 12月に確認 | 10月から11月までの２ヶ月平均価格 |

【表２】

2023年10月１日より適用

| シンガポールケロシン価格(１バレル) | 燃油特別付加運賃額 日本発 |
|---|---|
| 18,000円を下回った場合 | 14,500円 |
| 17,000円を下回った場合 | 13,500円 |
| 16,000円を下回った場合 | 12,000円 |
| 15,000円を下回った場合 | 11,000円 |
| 14,000円を下回った場合 | 9,500円 |
| 13,000円を下回った場合 | 8,000円 |
| 12,000円を下回った場合 | 6,500円 |
| 11,000円を下回った場合 | 5,000円 |
| 10,000円を下回った場合 | 4,000円 |
| 9,000円を下回った場合 | 3,000円 |
| 8,000円を下回った場合 | 2,000円 |
| 7,000円を下回った場合 | 1,000円 |
| 6,000円を下回った場合 | 廃止 |